

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	四三
○土地改良区の定款の変更を認可した件二件	四六
○県営土地改良事業計画を定めた件	四六
○保安林の指定をする件二件	四七
○保安林の指定実施要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	四七
○一般競争入札を行う件二件	四八
○地域森林計画の案を定めた件	四三
○地域森林計画の変更案を定めた件三件	四三

告 示

福島県告示第六百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年九月十九日から同年十月十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島ショッピングセンター 福島県福島市太田町十三一四
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

- 意見なし
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、江花川沿岸土地改良区から令和七年八月十八日付けで申請のあった定款の変更について、同年九月十日認可した。

令和七年九月十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第六百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、泉崎村土地改良区から令和七年八月二十六日付けで申請のあった定款の変更について、同年九月十一日認可した。

令和七年九月十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第六百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、日影沢地区に係る県営水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年九月十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
令和七年九月二十二日から
令和七年十月十四日まで
（二十三日間）
- 三 縦覧の場所
郡山市役所及び本宮市役所
- 四 その他
この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告と

して、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

福島県告示第六百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林の所在場所

双葉郡浪江町大字請戸字谷地畑四の九、一三二の二、一三三の三、一三三の四、一三三の五、五四の三、一〇一、一〇二、字御壇ノ西五〇の六、五〇の二一、五〇の二二、五〇の二四から五〇の二六まで、五〇の二九、五〇の三二、五〇の三三、五四の三、五五の四、五五の五、五七の四、七一から七五まで、字持平一の六、一の七、三の二、四の二、五の一、五の二、六の三、二二の二、二二の三、二六の三、二六の四、一三五、一三九、一四五、字小谷地一から三まで、五の一、五の二、六の一、八の一、八の二、八の五から八の一〇まで、八の一二から八の一五まで、八の一七、八の二一から八の二五まで、八の二七から八の三〇まで、六二の一、六二の四から六二の七まで、七三から七六まで、字浮沼一一の一、二二三の一から二二三の三まで、二六、二七

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、浪江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林の所在場所

南相馬市鹿島区烏崎字石崎三の三から三の五まで、四の一、四の二、五の三、九の

二、一四の二、二四の二、二五の四、二五の五、二八の二、三〇の二、三一の三、三二の三、三三の一、三三の二、三四の一から三四の四まで、三七の四、三七の五、三九の三、三九の四、四一の五から四一の七まで、四二の一、四二の四、四二の五、字南谷地八三の一、八三の二、八五の一、八五の三、八五の四、八六、八七の一、八八の一から八八の三まで、八九の一から八九の三まで、九〇の一から九〇の三まで、一三〇の二、一三三の二、一三四の二、一三四の三、一三五の二、一四七の二、二〇八の二、二〇九の三、二九三の二、二九五の二、三二五の二、三二七から三三三まで、字大木戸四六の一、四七の一、四八の一、四八の二、字町四の二、六の三、六の四、七の四、八の二、一八、五七から六一まで、字寺下三の五、三の六、四の一、二八、字寺前一〇の二、一六の二、二六、字戸屋一の三、一、三、四の一、四の二、五、六、九から一三まで、一四の一、一四の二、一五、一五の一、一五の二、一六の一、一七の一、二四の一から二四の三まで、二六の一、二七の一、二八の一、三〇の一、三四の一、三五の一、三六の一、三七の四、四二の一、四七の一、四七の三、四八の一、四八の三、四九の一、五〇の一、五〇の四、五一の一、五一の四、五二の二、五三、五四の四、五五の二から五五の四まで、五六の一、五七の一、五八の一、五九の一、六〇の一、六一の一、六二から七〇まで、七一の二、七二の二、七三の一、七三の二、七五、七六、七七の一、七七の二、七八から八一まで、八二の一、八三の一、八六の四、一一六の一、一一六の四、一一六の五、一一七、一二〇から一二四まで、一三五の二、一三六、字南入一一、一二の一、二〇の一、二二から二四まで、二五の一、二六、二七の一、二二五、二二六、二二七の一、二四〇、二四一、二四五の一、二四六の一、二四八、二四九、二五二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第六百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規

定により当該通知の内容を矢祭町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和七年九月十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
株式会社ラポールパックス 泰陽寺 関ハルノ 古張ハル子 古張酉五郎 石井熊太郎

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年農林水産省告示第千二百二号）によること。
（森林保全課）

公 告

公告第174号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年9月19日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- 調達をする物品等の名称及び数量 福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設で使用する電気 予定数量1,801,600kWh
- 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- 供給期間 令和8年1月1日から同年12月31日まで
- 供給場所

ア 福島県立テクノアカデミー郡山（福島県郡山市上野山5番地）

イ 福島県立テクノアカデミー会津（福島県喜多方市塩川町御殿場四丁目16番地）

ウ 福島県立テクノアカデミー浜（福島県南相馬市原町区萱浜字巢掛場45番地の112）

エ 福島県ハイテクプラザ（福島県郡山市待池台一丁目12番地）

オ 福島県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター（福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原88番1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
 - (5) 福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
 - (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める資格要件を満たしている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年10月21日（火）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻までに必着とする。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県商工労働部商工労働総室商工総務課
電話024-521-7269
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- 3に掲げる場所において、令和7年9月19日（金）から同年10月21日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同年9月23日及び同年10月13日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
- 次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年9月30日（火）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和7年10月29日（水）午前10時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎12階商工総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年10月28日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に

記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electricity Supply for use at Koriyama Technical Academy and 4 other facilities (Planned annual power consumption: 1,801,600 kWh)
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 29 October 2025
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 28 October 2025
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Commerce, Industry and Labour Section, Commerce, Industry and Labour Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7269

(商工総務課)

公告第175号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年9月19日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 自走式揚艇機 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和9年2月26日（金）
- (4) 納入場所 小名浜港マリーナ（福島県いわき市泉町下川字大畑地内）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年10月10日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話 024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年9月19日(金)から同年10月10日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに同年9月23日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年9月29日(月)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年9月29日(月)午前11時 福島県西庁舎7階 717会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年10月31日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月30日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) 契約の締結 落札決定後は仮契約を締結し、当該契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年福島県条例第21号)第3条の規定により福島県議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Self-propelled Boat Hoists 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 31 October 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 30 October 2025

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。
令和七年九月十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
奥久慈地域森林計画書案
- 二 縦覧の期間
令和七年九月十九日から同年十月二十日まで
- 三 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。
令和七年九月十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
阿武隈川地域森林計画書変更案
- 二 縦覧の期間
令和七年九月十九日から同年十月二十日まで
- 三 縦覧の場所
福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。
令和七年九月十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
会津地域森林計画書変更案
- 二 縦覧の期間
令和七年九月十九日から同年十月二十日まで
- 三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び
福島県南会津農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、磐城森林計
画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年九月十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

磐城地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

令和七年九月十九日から同年十月二十日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部、福
島県相双農林事務所富岡林業指導所及び福島県いわき農林事務所森林林業部

(森林計画課)